

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁のサイバーセキュリティ総括責任者  
 警視庁生活安全部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 (参考送付先)  
 各管区警察局広域調整担当部長  
 各方面本部長

警察庁丁人少発第109号、丁サ企発第16号  
 令和6年1月24日  
 警察庁生活安全局人身安全・少年課長  
 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の徹底について(通達)  
 インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策については、「児童の性的搾取等に係る対策の強化について(通達)」(令和4年7月22日付け警察庁丁人少発第262号ほか)及び「インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の徹底について(通達)」(令和3年3月29日付け警察庁丁少発第280号、丁情対発第201号。以下「旧通達」という。)に基づき推進しているところ、下記の事項に留意し、引き続き被害の拡大を防止するための取組を徹底されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 都道府県警察における措置

(1) 迅速な削除依頼の実施

各都道府県警察において、サイバーパトロールや事件捜査等によりインターネット上の児童ポルノを把握した場合は、当該児童ポルノが放置されることのないよう、速やかに、必要最小限度の証拠保全措置を執るとともに、サイバー捜査情報共有システム(以下「共有システム」という。)に他の都道府県警察が削除依頼不可である旨の登録をしていないことを確認した上、「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」(「「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」の改訂について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丁サ企発第16号ほか)の別紙。以下「削除依頼実施要領」という。)に基づくサイト管理者等に対する削除依頼を行うこと。児童ポルノについては、削除依頼を保留することができるのは、削除依頼により捜査上の支障が生じると認められる特段の事情がある場合に限られることに留意すること。

(2) 警察庁生活安全局人身安全・少年課(以下「警察庁人身安全・少年課」という。)への報告

ア サイト管理者等に対する削除依頼の実施結果報告

各都道府県警察において、サイト管理者等に対する削除依頼を行ったときは、

速やかに、当該削除依頼に係る児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等の情報を別記様式によりP-WANで警察庁人身安全・少年課に報告すること。その際、当該児童ポルノについての削除依頼の実施状況が分かる記録（依頼文書、電子メール、スクリーンショット、電話受発記録、面接記録等）を併せて送付すること。

なお、捜査上の支障が生じると認められる特段の事情があるため削除依頼を行うことができない場合は、共有システムに、児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等及び削除依頼不可である旨を登録すること。

#### イ 外国のサイト管理者等に対する措置に必要な情報の報告

児童ポルノが掲載されたウェブサイトが外国のサイト管理者等に管理されているなどの理由により都道府県警察から削除依頼を行うことができない場合には、警察庁人身安全・少年課が流通・閲覧防止に必要な措置を要請するので、同サイト管理者等に係る情報を別記様式によりP-WANで報告すること。その際、児童ポルノが掲載された状況が分かる記録（スクリーンショット等）を併せて送付すること。

## 2 警察庁人身安全・少年課における措置

警察庁人身安全・少年課は、各都道府県警察からの報告に基づき、以下の措置を執る。

### (1) 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体への情報提供

サイト管理者等が各都道府県警察による削除依頼に速やかに応じない場合には、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA））に対し、児童ポルノが掲載されたウェブサイトのURL等の情報を提供する。

なお、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体は、児童ポルノのブロッキングの対象となる児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、インターネット・サービス・プロバイダ等に提供している。

### (2) 外国のサイト管理者等に対する措置

外国のサイト管理者等に管理されているウェブサイトに掲載されている児童ポルノについて、外国捜査機関に対し、警察機関間の国際協カールールで通報し、流通・閲覧防止に必要な措置を要請する。

## 3 社会への働き掛け

### (1) インターネット・ホットラインセンター等への通報の働き掛け

各都道府県警察においては、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の様々な機会を捉え、インターネット上の児童ポルノに関するインターネット・ホットラインセンターや警察への通報を広く働き掛けること。

(2) ブロッキングの自主的導入の促進

各都道府県警察においては、各種協議会等を通じ、インターネット・サービス・プロバイダ等に対し、インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促すこと。

4 その他

(1) 削除依頼不可登録の解除

共有システムに削除依頼不可である旨の登録をした場合、捜査上の支障が生じると認められる特段の事情が取り除かれたときは、速やかに、当該登録を解除すること。

また、当該登録を解除した場合は、1 (1)の削除依頼を行うこと。

(2) 削除依頼実施要領5の報告

1 (2)の警察庁人身安全・少年課への報告にかかわらず、削除依頼実施要領5に掲げる報告は、サイバー犯罪対策担当課において取りまとめた上で、警察庁サイバー警察局サイバー企画課に行うこと。

**※様式略**